彩の国ロードサポート制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県が管理する道路(以下「県管理道路」という。)等において、ボランティアで清掃美化活動を行う住民団体等を道路のサポート団体(以下「認定団体」という。)として募集し、住民と行政が協力して、快適で美しい道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護意識の向上を目的とする。

(認定団体の資格)

- 第2条 認定団体は、道路愛護活動に意欲的な3名以上の団体で、かつ、次のいずれかの清掃美化活動を 実施できる団体とする。
 - (1) 道路の一定区間(県管理道路の概ね50m以上を含み、その他の道路については、県管理道路の概ね半分以下)について行う年2回以上の清掃活動。
- (2) 歩道に設置された植樹帯等(合計で10㎡以上とする)について行う植栽等の美化活動。
- 2 認定団体になることができる団体は、県管理道路において清掃美化活動のボランティア活動を行い、 又は行おうとする町内会、老人会、商工会、有志等の地域住民団体、学校及び企業(従業員の団体を含む。)とする。
- 3 認定後において、認定団体の責によらず第1項(1)に定める道路の一定区間の条件を満たせなくなり、それがやむを得ないと認められる場合については、認定を継続することができる。

(認定手続き)

- 第3条 彩の国ロードサポート制度(以下「制度」という。) に参加しようとする団体(以下「団体」という。) は、次に定める書類を県土整備事務所(以下「県」という。) に提出する。
- (1) 彩の国ロードサポート団体認定申込書(別紙様式1)
- (2) 団体員名簿(参考様式1-1)
- (3)活動箇所案内図(参考様式1-2)
- 2 県は、必要に応じ市町村長に意見を聞き、審査の上、団体を認定する。
- 3 県は、団体を認定したときは、認定団体及び市町村長と速やかに三者で、活動に関する確認書(別紙様式2)を締結する。
- 4 県は、確認書が締結されたときは、団体に認定書(別紙様式3)を交付する。

(認定団体の活動内容)

- 第4条 認定団体の活動内容は次のとおりとする。
- (1)活動区間内の歩道、植樹帯等において、認定団体の活動計画に基づき、清掃、除草、花の植栽等の作業を行う。
 - なお、認定団体は、新たに花壇等の植栽などを行おうとするときは、事前に県と協議するものとする。
- (2) 回収したごみは、市町村の分別方法と指示に従って、適正に処理する。
- (3) 認定団体は、清掃美化活動の際に、道路において目的外のチラシの配布、イベント開催等他の目的を持つ活動を行ってはいけない。

(活動報告)

- 第5条 認定団体の代表者は、毎年4月10日までに前年の4月1日から当年の3月31日まで(新たに 認定を受けた団体は最初の活動日から当年の3月31日まで)の活動報告書(別紙様式4)を郵送、持 参、FAX、又は電子メールにより県に提出する。
- 2 第1項に定める期日までに活動報告書が提出されない場合、県は提出依頼書(別紙様式7)を送付するものとする。
- 3 認定団体が3年以上にわたって活動報告書を提出しない場合、県は提出依頼書(別紙様式8)を送付 するものとする。

(事故報告)

第6条 認定団体の代表者は、活動中に事故が発生した場合は、速やかに県に連絡し、事故発生報告書(別紙様式5)を提出する。県は事故発生報告書を速やかに県道路環境課に進達する。

(県の役割)

- 第7条 県の役割は次のとおりとする。
- (1) この制度の実施主体とする。
- (2)活動区間に認定団体名を記した表示板を設置する。
- (3)活動に関するボランティア保険に加入する。
- (4) 別に定める要領により、清掃美化用具の貸与等を行う。
- (5) その他活動についての必要な支援を行う。

(市町村の協力)

- 第8条 市町村はこの制度の円滑な実施のため、次のとおり協力する。
- (1) 認定団体が回収したごみの処理について協力する。
- (2) 認定団体と県との連絡について協力する。
- (3) ごみ袋の提供等活動について市町村長が必要と認めた協力を行う。

(確認書の継続期間及び変更等)

- 第9条 確認書は、認定団体の代表者から、認定内容の変更又は解除の申し出がない場合は継続するものとする。
- 2 認定団体の代表者が認定内容変更・解除届(別紙様式6)により、県に認定内容の変更又は解除を申し出たときは、県は市町村長に意見を聞き、認定内容の変更又は認定の解除をすることができる。
- 3 県は、認定団体が確認書の各条に規定する義務を履行できないとき、又は認定団体としてふさわしくないと認められるときは、認定を解除するものとする。
- 4 県は、認定団体が3年以上にわたって活動報告書を提出しない場合、認定を解除することができる。
- 5 前項により県が認定を解除した場合、県は、解除通知書(別紙様式9号)を送付する。
- 6 第4項により解除された団体が再度認定を申し込む場合は、これを妨げない。
- 7 県は、認定を解除した認定団体について、第7条による表示板を設置していた場合は、これを撤去する。

(送付物)

第10条 県は、認定団体に対し、道路愛護及び道路清掃美化に資することの手紙等を送付することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、その都度、認定団体、市町村長及び県が協議して決定する。

附則

この要綱は、平成13年12月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年5月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

彩の国ロードサポート団体認定申込書

年 月 日

(あて先)

埼玉県 県土整備事務所長

団 体 名 団 体 所 在 地 (又は代表者住所) 代 表 者 名

彩の国ロードサポート制度実施要綱第3条の規定により、次のとおり申し込みます。

活動箇所(代表箇所)	路線名 国道・県道 線	
【県管理道路】		
	から	
	までの約	m
活動箇所	路線名 国道・市町村道 線	
【その他の道路】		
* 不明な場合は記入不要	から	
案内図に示して下さい。	まで、約	m
活動内容 (予定)	• 清掃活動	
該当する活動を〇	空き缶・ゴミ拾い 除草	
で囲み、()内の具	その他()
体的な作業内容を〇	• 美化活動	
で囲んで下さい。	花植え、種まき 水やり 除草 補植 施肥 消毒	
	その他()
年間活動回数(予定)	回	
団 体 員 数	人	
表示板設置要望の有無	有無	

注) 団体員名簿、活動箇所案内図を必ず添付してください。

	lo, /	N	員名簿 t 1-1)							
			代表者名					名	体	団
	住所 氏名 電話番号				长名	当者印	各担	連約		
	- A	<u> </u>	来旦		4	<u> </u>			旦	平
	- 13	Д.	田方		<u> 1</u>	Ц			7	田
-										
	名	氏	番号		名	氏			号	番

※団体で作成した名簿を添付していただいても結構です。(氏名以外の個人情報は隠してください)

	活動箇所案内図 (参考様式 1-2)	No,
団 体 名		
代表者氏名		

※ 住宅地図等を添付していただいても結構です。

(図面の作成に当たっては、県土整備事務所と事前に御相談ください)

彩の国ロードサポート制度に関する確認書

(認定団体名)(以下「団体」という。)、〇〇市(町・村)長(以下「〇〇市(町・村)」という。)及び道路管理者埼玉県〇〇県土整備事務所長(以下「県土整備事務所」という。)は、彩の国ロードサポート制度に関し、次のとおり確認する。

(活動区間)

笙 1 条	この確認書に基づく	く活動区間は次のとおりとする。	_
<i>7</i> 77			\circ

県管理道路	県道	線	(一般国道	号)
区間			_ から	
			_ まで(約	m)
その他の道路		線		
区 間			_ から	
			まで(約	m)

(活動内容等)

第2条 団体は、活動区間の歩道及び植樹帯等(車道部分を除く)について、4月1日から翌年の3月31日までの期間に、次の活動をボランティアで行うものとする。

- 〇 清掃活動(申込書に書かれた具体的な作業内容を記載)
- 美化活動 (申込書に書かれた具体的な作業内容を記載)
- 2 団体は、回収したごみについて、〇〇市(町・村)の分別方法と指示に従って適 正に処理する。
- 3 団体は、新たに花壇の設置や刈り込み等を行う場合は、県土整備事務所と協議するものとする。
- 4 団体は、自己の責任において作業を行い、けが等をしないように安全に十分注意するものとする。
- 5 団体は、活動場所へは極力徒歩で行くこととし、活動中は道路交通に支障が生じないように努める。
- 6 団体は前年4月1日から3月31日までに行った活動報告書を4月10日まで 県土整備事務所へ提出するものとする。
- 7 団体は、道路管理上その他やむを得ない事情により、団体が作った花壇等を除去する必要が生じた場合は、県土整備事務所の指示に従うものとする。

(活動中の事故)

- 第3条 活動中の事故等に対して、〇〇市(町村)と県土整備事務所はその責任を負わない。ただし、県が加入しているボランティア保険の対象となる事故については、 当該保険の範囲内で補償を行う。
- 2 団体の代表者は、事故が発生した場合は、速やかに県土整備事務所に連絡するとともに、事故報告書を県土整備事務所に提出する。

(県土整備事務所の協力)

- 第4条 県土整備事務所は、団体の希望がある場合、団体の名称等を記載した表示板 を活動区間内に設置する。
- 2 県土整備事務所は、活動に関するボランティア保険に加入する。
- 3 県土整備事務所は、軍手の支給のほか活動に必要な範囲での協力を行う。 (市町村の協力)
- 第5条 市町村は、団体と県土整備事務所との連絡について協力する。
- 2 市町村は、団体が回収したごみを処理する。
- 3 〇〇市(町村)は、団体の活動に関し、次の協力を行う。 (ごみ袋の支給などを具体的に記入する 市町村と協議の上記入) (ごみの処分方法)
- 第6条 〇〇市(町村)の分別方法に従い分別した回収ごみは、次により処理する。 (ごみの処理場までの運搬主体について明記する。重要:市町村と協議の上記入) (例)団体は、市(町村)の指定日時、場所にごみを集積し、市町村はこれをごみ処理場に運搬し処理する。 (確認書の期間)
- 第7条 この確認書は、団体からの変更又は解除の申し出がない場合は、継続するものとする。ただし、団体の活動が、この確認書その他法令に抵触する場合、または、趣旨と異なる活動を行うなど道路のサポート団体としてふさわしくないと認められる場合は、県土整備事務所は〇〇市(町村)と協議して、団体の認定を取り消し、確認書を解除する。

(その他)

第8条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、団体、〇〇市(町村) 及び県土整備事務所が協議して解決するものとする。

年 月 日

(認定団体) 団体名 代表者住所 代表者氏名

印

(市町村長) 〇〇市(町・村)長

ΕŊ

(県) 埼玉県〇〇県土整備事務所長

ÉΠ

彩の国ロードサポート団体認定書

年 月 日認定番号

様

埼玉県〇〇県土整備事務所長

この度は、道路のサポート団体として清掃美化活動の申し出をいただき感謝申し上げます。

つきましては、貴団体を彩の国ロードサポート制度実施要綱第3条の規定により、 下記の道路のサポート団体に認定します。

記

道路名

区間から

まで (約 m)

活動報告書

年 月 日

団 体 名	
代表者	
連絡担当者	(電話)

活動日及び内容

活動日	活動内容	参加人数	備 考
年		人	
月 日			
年			
月日		人	
年			
月 日		人	
年			
月日		人	

(活動日数が1日以下の場合は、理由を記載ください。)

- 悪天候のため
- 工事中のため
- その他

(注)

- ・活動日が多く、欄に書ききれない場合は、裏面に記載ください。
- ・活動報告書は、4月10日までに県土整備事務所へ提出してください。

活動報告書

活動日及び内容(表面に記載しきれなかった場合は、こちらに記載ください。)

活 動	日	活動内容	参加人数	備考
	年		ı	
月	日		人	
	年		人	
月	日			
	年		人	
月	日			
	年		人	
月	日			
	年		人	
月	日			
	年		人	
月	日			
	年		人	
月	日		,	
	年		人	
月	日			

(注)活動報告書は、4月10日までに県土整備事務所へ提出してください。

事故発生報告書

					牛	月	Ħ
団体	名						
代表者	氏名						
連絡先	(電話)						
負傷者・団体メンバー	住所		電話				
・それ以外	氏名		年齢				
治療病	院名	※ 診察券の=	コピーを	· · ·添付	してく	ださい	
事故発生	日時	年 月 日() 午前・午後 時 分	分頃				
事故発生	場所	市(町・村)大字 (目標物)				番地先	
事故の原	因、状況	はなど					

- (注)1 事故が発生した場合は、まず電話等で県土整備事務所に連絡してください。
 - 2 事故の状況が分かるような図面を添付し、速やかに県土整備事務所に提出してください。

認定内容変更・解除届

年 月 日

(あて先)

埼玉県 県土整備事務所長

団 体 名 団 体 所 在 地 (又は代表者住所) 代 表 者 名

彩の国ロードサポート制度実施要綱第9条の規定により、次のとおり認定内容の変 更又は解除を申し出ます。

変更・解除の別	内 容
変更 •	
解除	

第 号

年 月 日

団体名

代表者名

様

〇〇県土整備事務所長 (公印省略)

○○年度活動報告書の提出について(依頼)

貴団体は、彩の国ロードサポート制度実施要綱第5条の規程に基づく活動報告書を、 同条に定められた期限(4月10日)までに提出いただいておりませんので、活動報 告書の提出をお願いします。

また、当該書類が複数年にわたり未提出の場合には、同要綱第9条第4項の規定により、認定の解除になる場合があります。

記

- 1 提出書類 活動報告書(様式第4号)
- 2 提出先

〇〇県土整備事務所

住 所

電話

FAX

3 提出期限 年 月 日(必着)

様式 8

第 号

年 月 日

団体名

代表者名

様

〇〇県土整備事務所長 (公印省略)

○○年度活動報告書の提出について(依頼)

貴団体は、彩の国ロードサポート制度実施要綱第5条の規程に基づく活動報告書を、 同条に定められた期限(4月10日)までに提出いただいておりませんので、活動報 告書の提出をお願いします。

貴団体は、過去2年間に渡り、活動報告書の提出を行っておりません。当該書類が3年間にわたり未提出の場合には、同要綱第9条第4項の規定により、認定の解除となりますので、必ず提出くださいますようお願いします。

記

1 提出書類 活動報告書(様式第4号)

2 提出先

〇〇県土整備事務所

住 所

電話

FAX

3 提出期限 年 月 日(必着)

彩の国ロードサポート制度実施要綱(抜粋)

第9条4 県は、認定団体が3年以上にわたって活動報告書を提出しない場合、 認定を解除することができる。

彩の国ロードサポート団体解除通知書

年 月 日

団体名

代表者名

様

埼玉県〇〇県土整備事務所長

彩の国ロードサポート制度実施要綱第9条3の規定により、彩の国ロードサポート 制度に係る認定を解除します。

なお、この解除は、貴団体の再登録を妨げるものではありません。